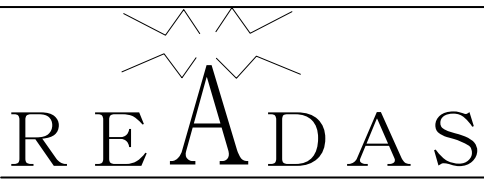


第 5970 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2018年)平成30年 6月 5日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 事業主が従業員に掛ける養老保険の取扱い

Q：契約者が私、被保険者が従業員の生存給付金付養老保険に加入しました。生存保険金及び満期保険金の受取人は私で、死亡保険金の受取人は従業員の親族で、全員加入です。この場合に受け取る生存給付金、満期保険金の取扱いはどうなりますか？

A：次のようになります。

【解説】

お尋ねの養老保険の保険料は、2分の1が福利厚生費（必要経費）、残りの2分の1が保険積立金（資産計上）になります。そして、この場合の生存給付金と満期保険金は、次のように取り扱われます。

① 生存給付金及び満期保険金の取扱い

生存給付金及び満期保険金は、事業主が支払った保険料のうち福利厚生費として必要経費に算入した部分に対応する死亡保険金などとは違い、積立保険料として資産計上している部分に対応する保険金です。

したがって、生存給付金を受領した場合には、積み立てた保険料のうち、生存給付金に対応する額（積立保険料の額を限度とします）を取り崩して事業所得の必要経費に算入することとなります。

なお、満期保険金を受領した場合には、積立保険料の残額を必要経費に算入することとなります。

② 所得区分

この場合の所得区分は、業務に関して受けるものと認められますので、一時所得ではなく、事業所得（事業付随収入）となります。

